

[事案 2021-154] 新契約無効請求

・令和4年3月15日 裁定終了

<事案の概要>

募集人から虚偽の説明を受けたことを理由として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成14年1月および平成16年2月に契約した学資保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料に利息を付して返還してほしい。

- (1) 契約時、募集人からパンフレットと設計書を提示され、契約後3年目からは毎年育英資金が増え、元本割れはしないと説明を受けた。
- (2) 契約時、募集人の前で、配偶者が自分に対して、募集人から聞いた話（元本割れしないこと等）を説明したが、募集人は誤りを指摘しなかった。
- (3) 契約後に別の募集人と会う機会が複数回あり、元本割れリスクについて質問したが、「問題ない」と言われた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約時、募集人は設計書にもとづき契約内容を口頭でも説明しており、元本割れしないとの説明はしていない。
- (2) パンフレットと設計書には、契約後3年目からは毎年育英資金が増えていくという記載はなく、元本割れしないとの記載もない。また、募集人もそのような説明はしていない。
- (3) 支払った保険料より満期時受取金額が増える保険を求めているという希望は、申立人から募集人に伝えられていなかった。また、パンフレットと設計書には、満期時受取額が支払保険料を上回るとの記載はない。
- (4) 契約後に募集人は申立人を訪問したが、元本割れリスクについて質問を受けていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が元本割れしないとの虚偽の説明を受けたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。